

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令 概要

1 改正内容

- 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）第30条、第35条の2及び第40条において、補償を受けようとする者等は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の定めるところにより、補償の請求書等を基金に提出することとした上で、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第12条に基づき基金が定める業務規程において、補償を受けようとする者等は個人番号等を記載した補償の請求書等を提出しなければならないこととされている。
- 今般、マイナンバー情報総点検本部において、「各種制度の申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正（中略）を行い、制度管理者がマイナンバーの照会作業を行わずとも、確実にマイナンバーを収集できるようにする」（令和5年8月8日マイナンバー情報総点検本部会議資料）とされた。これを踏まえ、法令から業務規程に委任している事項に関して、個人番号の取扱いを明確化するため、施行規則第30条等を改正し、補償の請求書等に個人番号を記載することを明記する等、所要の規定の整備を行う。

2 施行期日

公布の日から施行する。